

保護者の皆様へ

みのり保育園

園長 佐藤 隆生

令和7年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が嬉野市から代理受領した施設等利用費の額は、以下のとおりとなります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

269,100円

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設等利用費については、施設等利用給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に子ども・子育て支援に要する費用に充てるため、市から園に対して直接支払いを行っています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第56条第2項及び第57条により、特定子ども・子育て支援施設等は、法定代理受領した施設等利用費の額について、施設等利用給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。